

都市計画案の理由書

3・5・北3号桑江中央線は、昭和58年及び平成3年に都市計画変更されたが、区域の一部が、返還時期が不明確である米軍施設内に存在しており、道路整備に着手できない状態が長年続いている。平成13年度に都市計画決定がなされた3・2・5号県道24号線バイパスや、平成19年に供用開始され、平成31年に改良工事が完了した町道桑江17号線が、当該路線の未整備区間における交通の代替として機能することから、一部区間を変更するものである。

3・5・北4号見嘉作奈留川線は、既に整備され事業が完了しているが、終点部が3・5・北3号桑江中央線に交差していないことから、当該錯誤の是正を図るため、3・5・北4号見嘉作奈留川線の都市計画道路区域の変更を行う。